

# WTO農業交渉の主要論点と今後の課題

## 〔要 旨〕

1. ウルグアイ・ラウンド農業交渉では、国境措置・国内支持・輸出規律について包括的なルールが定められた。しかし実態は、輸出補助金の削減をめぐるEUと米国の対立が中心であった。EUは、農産物支持価格を引き下げ一方で生産者への直接支払いを導入して、これを乗り切った。
2. その後、EUは農政を、削減対象とされない生産者への直接支払いに一層傾斜させてきた。米国は、自らの先鋭的な自由化要求とは裏腹に、6兆円にのぼる追加予算を上乗せしつつ、今回交渉に臨んでいる。
3. 今回の交渉では、わが国およびEUは、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保等「非貿易的関心事項」への配慮を主張し、保護の漸進的な削減を求めている。米国、ケアンズ諸国は、関税率を25%以下に引き下げる等、極めて先鋭な自由化要求を出している。その一方では輸出補助金や輸出信用、輸出規制等が認められており、米国等の提案は極めてバランスを欠いている。
4. 米国等の提案する関税引下げや国内支持の削減を実施すれば、稲作を中心とするわが国農業は存続が不可能になる。
5. 過去の農産物貿易は、少数の先進国・地域から発展途上国・地域への輸出が増加する形で拡大してきた。単なる自由化は、その傾向を一層強めることになる。それは、食料安全保障の喪失、現在も8億人にのぼる飢餓人口にとっての食料へのアクセス機会の減少、今後50年間で世界の人口が1.5倍に増加するなかでの、食料確保の困難化をもたらす。また、国土保全面や地域社会の維持等で果たしている農業の多面的機能を失わせることにもつながる。
6. このような点を踏まえ、国際的にも国内においても、多様な農業の共存が確保されるような方向で交渉がまとめられ、また、それに沿った形でわが国農政が確立されることが必要である。

## 目次

### はじめに

#### 1. WTO交渉に至る経緯

- (1) ガット・ウルグアイ・ラウンド以前
- (2) ガット・ウルグアイ・ラウンド
- (3) WTOの設立
- (4) ウルグアイ・ラウンド後の日本・EU・米国および中国

#### 2. WTO農業交渉の現状と予定

- (1) 交渉のスケジュール

- (2) 各国の主張

#### 3. 農業交渉の論点と問題点・課題

- (1) 交渉の特徴について
- (2) 市場アクセスについて
- (3) 国内支持について
- (4) 輸出規律について
- (5) 非貿易的関心事項について

おわりに

## はじめに

WTO農業交渉が大きな山場を迎えようとしている。現在の予定では、年内に農業委員会議長の概観ペーパーが呈示され、2003年3月には「モダリティ」と呼ばれる大枠が決定されることになっている。

今回の交渉の現状をみると、各国の主張には大きな隔たりがあり、交渉の着地点はまったく見えない現状にある。とはいえ、わが国におけるWTO交渉への一般の関心は、高いとはいえないのではなからうか。これは、「コメ市場の開放」をめぐって激しい論調が沸きあがったガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の時とは対照的である。しかし、WTO交渉の結果次第では、ウルグアイ・ラウンドとは比較にならないほど大きな影響が国民生活全体に広く及ぶことが懸念されると考える。

このため、本稿では、農業交渉をめぐる

歴史的経緯および現段階におけるWTO農業交渉の主要論点について整理するとともに、今後の課題について考察することとした。

なお、本稿における意見にあたる部分は、筆者個人の見解であることをお断りしておく。

## 1. WTO交渉に至る経緯

### (1) ガット・ウルグアイ・ラウンド以前

#### a. ガットの発足まで

第二次世界大戦後の国際経済機構のあり方については、大戦中の早い時期から米英両国内で模索が開始されていた。これは、経済のブロック化と輸入抑制による近隣窮乏化政策が全体主義の台頭を招き大戦を引き起こす原因になったとの認識の下に、国際協力と自由な通商を重視する形で具体化されていく。そして、1944年のブレトン・

ウッズ協定によって国際通貨基金(IMF)および国際復興開発銀行(現在の世界銀行)の設立が決定された。通商面では、1948年のITO憲章(ハバナ憲章)によって、国際貿易機関(ITO)の設立が企図される。自由・無差別・多角・互惠を基盤とするこの憲章は、検討過程で各国の利害が反映されて相当の変容を被ったとされるが、それでも各国内では強い反発が生じ、1950年末、米国政府自らその批准をあきらめるに至り、ITO設立構想は放棄された。このようななかで、ITO設立までの暫定協定として1947年に採択され1948年に発足した関税および貿易に関する一般協定(ガット)が本協定として存続し、機能していくこととなった。

(注1) T.E.ジョスリン他著、塩飽二郎訳『ガット農業交渉50年史』p16

b. ガット交渉(東京ラウンドまで)

ガットにおける貿易交渉は、第1表にみるとおり、1947年の第1回交渉からウルグアイ・ラウンドに至るまで、8次の交渉が行われてきた。

第1回から第4回の交渉では、関税の譲許(特定の産品に関して約束した上限税率)と引下げの交渉が行われたが、農業の分野では見るべき内容はない。むしろこの間、1955年には米国に対し、広範囲の品目について期限無制限で輸入制限を認めるウエーバー(ガット規約上の義務免除)が与えられ、1957年には工業製品について禁止されることとなった輸出補助金についても農産物については認めることとされたなど、農業の分野

での貿易自由化に関しては困難さを感じさせる出来事が多かったのである。

ディロン・ラウンドでは、1958年に創設されたEECの共通関税導入が焦点となった。結局EECは、共通農業政策の対象となる品目についての関税譲許とミニマム・アクセス(最低輸入数量)の約束を拒否し、可変課徴金制度の導入路線を堅持した。

ケネディ・ラウンドは、第1表にみるとおり、参加国も大きく拡大し、全体としては関税引下げ面で大きな成果があったと評価されている。しかし、農業分野では、その核心は、可変課徴金を組み込んだ共通農業政策で防御を固めるEECと、ウエーバーで自らを守りつつ欧州市場への輸出拡大を企図する米国との交渉であった。そして、農産物貿易ルールに関しては見るべき進展

第1表 ガット交渉等の経緯

1947年	・「関税と貿易に関する一般協定(ガット)採択 ・第1回交渉(23か国・地域)
49	・第2回交渉(13か国・地域)
51	・第3回交渉(38か国・地域)
55	・米国、ガットの「ウエーバー」取得 ・日本、ガット加盟
56	・第4回交渉(26か国・地域)
60~61	・ディロン・ラウンド(26か国・地域)
63	・日本、ガット11条国へ移行
64~67	・ケネディ・ラウンド(62か国・地域)
68	・EC関税同盟完成
73~79	・東京ラウンド(102か国・地域)
86	・ウルグアイ・ラウンド(UR)開始
89	・UR農業交渉中間合意
91	・UR交渉、ダンケル合意案提示
92	・共通農業政策(CAP)改革案にEC加盟国が合意 ・UR農業交渉、米国とECとのプレア・ハウス合意
93	・UR農業合意受け入れ、UR交渉決着
95	・WTO発足

資料 平成13年度農業白書所載の年表から作成

はなく、国別品目別の交渉(リクエスト・オファー方式)が行われてラウンドは終了した。

東京ラウンドにおいても、農産物輸出の拡大を指向する米国からは国境措置の関税化が提案されたが、各国の反応は、自国農業の利益を優先させるものであった。また、ソ連の穀物買付けに始まる穀物価格の高騰のなかで、米国自身、自由化ルールの導入への必要性が弱まり、結局農産物については、リクエスト・オファー方式による交渉が行われてラウンドは終了した。

## (2) ガット・ウルグアイ・ラウンド

このように、ガットの間での数次の交渉を経つつ、各国は自国の農業の利益を守り、生産を維持拡大してきた。この結果、西欧諸国の農業生産は著しく拡大し、とくに欧州の中心的な農業国であるフランスは巨大な農産物輸出国となった。

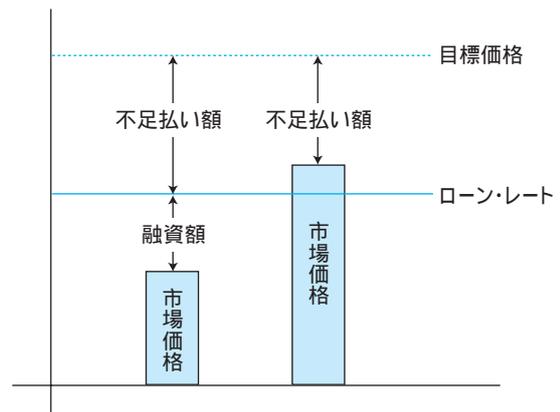
しかし、これは米国からみると、輸出補助金を用いた輸出により米国農産物の輸出市場が奪われる過程であった。米国においても価格支持政策(第1図)により保護策がとられていたのであるが、その結果農業財政が大きく膨張するなかで、ECの輸出補助金を制限し、農産物貿易ルールの自由化を推し進めることが米国にとって必要となったのである。

こうして、ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、国境措置(関税、輸入制限等)、国内支持、輸出競争(輸出補助金)のそれぞれについての保護水準の引下げをテーマとしてすすめられることとなった。

そして1991年12月、ガット事務局長であったダンケルによる合意案が示された。これは、すべての非関税措置を関税化、国内支持の削減(一定の政策を除く)<sup>(注2)</sup>、輸出補助金の数量・金額両面での削減、とする包括的なものであった。これは、米国およびケアンズグループからは支持されたものの、ECや日本等においては受け入れ難いものであった。

ECにおいては、これらの措置の結果起きる農産物価格の低下と、輸出補助金削減の結果生じる穀物在庫の累増が問題であった。これに対し、ECは、92年5月に共通農業政策の改革案をまとめた。これは、農産物支持価格を引き下げ一方で生産者に対する直接所得補償を行うものである。また、輸出補助金については、他の項目では86~88年とされている基準年の変更が行わ

第1図 ウルグアイ・ラウンド交渉時における米国の価格支持政策



資料 筆者作成

(注) CCC(商品金融公社)による農産物担保融資と、不足払いの組合せによる。

市場価格がローン・レートを下回る場合は、農家はローン・レートで質流れさせ、ローン・レート分の手取りを確保できる。また、市場価格が目標価格を下回る場合は、その差額について不足払いを受けられる。この結果、目標価格での手取りが保証されることになる。

れた。これは、基準年を86～90年とするとともに、実施の当初では91～92年としてもよいこととしたものであり、この間輸出補助金が大きく増加していたことから、輸出補助金削減度合いが大きく緩和されることとなったのである。こうして、ECにとって合意案は受け入れうるものとなった。

日本の場合は、コメの関税化とその後の関税率引下げが深刻な米価下落をもたらすと予想され、コメ市場の開放が大きな問題となった。これについては、交渉の最終段階で関税化の特例措置に関するドゥニ調停案が出され、合意に至った。これは、関税化を6年間猶予するとともに、ミニマム・アクセス数量を通常の初年度3%～最終年度6%ではなく、初年度4%～最終年度8%とするものである。この特例措置は、わが国のほかに、韓国(コメ)、フィリピン(コメ)、イスラエル(羊肉・チーズ)で適用された。農業合意の概要は第2表に示すとおりである。

なお、周知のとおり、わが国はその後1999年4月1日をもってコメを関税化した。これは、コメ消費が減少するなかでミニマ

第2表 ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

	約束実施方式(1995～2000年の6年間)
市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税は、農産物全体で平均36%(品目ごとに最低15%)削減。</li> <li>・原則としてすべての輸入制限措置等を関税化し、関税と同様に削減。</li> <li>・現行アクセス機会は維持・拡大。</li> <li>・ミニマムアクセスは3%から5%まで拡大。</li> </ul>
国内支持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AMS(削減対象となる国内助成の総量)を20%削減。</li> </ul>
輸出規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額で36%、対象数量で21%削減。</li> </ul>

資料 農林水産省資料

ム・アクセス米が大きな圧迫要因になっていること、およびWTO農業交渉に臨むわが国の基本的立場の検討を踏まえて決定された。

(注2) ウルグアイ・ラウンドでは、国内支持政策については以下の3つの区分により規律が決定された。

政策	規律	施策の性格
黄の政策	AMSとして削減	貿易・生産への影響がある施策(価格支持、生産補助金等)
緑の政策	削減対象外	貿易や生産への影響がない施策(試験研究、基盤整備等)
青の政策	削減対象外	生産調整を伴う直接支払い(EUの直接支払い、わが国の稲作経営安定対策等)

資料 農林水産省資料

### (3) WTOの設立

こうして、ウルグアイ・ラウンドは、国境措置・国内支持・輸出規律についてのルールを定める包括的な内容を含むものとなり、その合意は、世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定と、農業協定などこれに付属する協定の一括受託として行われた。

WTOは95年1月に設立された。これにより、協定としての位置づけであったガットは、正式な国際機関としてのWTOに引き継がれることになった。

### (4) ウルグアイ・ラウンド後の

日本・EU・米国および中国

#### a. ウルグアイ・ラウンド合意の実施状況

わが国、EUおよび米国におけるウルグアイ・ラウンドの実施状況を、AMSでみると、第3表のとおりである。各国ともAMS

第3表 AMS水準の比較  
(単位 億円,百万ECU,百万ドル,%)

	基準値 (1986~88年)	約束水準 α(2000)	直近実績 b(注)	b/a
日本	49,661	39,729	7,478	18.8
EU	80,975	67,159	47,886	71.3
米国	23,879	19,103	10,392	54.4

資料 農林水産省資料  
(注) 直近実績年は,日本 EUは1999年 米国は1998年。

を約束水準以下に引き下げており,とくにわが国の場合,99年のAMSは約束水準の18.8%にまで引き下げられている。これは,主に,食糧制度に基づくコメの価格支持は黄の政策であったが,98年度から実施されている稲作経営安定対策は青の政策として位置づけていることによるものである。

(注3) AMS(Aggregate Measurement of Support=助成合計量)は,品目ごとに以下の金額を計算し,農業全体について合計したものである。

「緑」「青」の政策に該当しない補助金額  
+  
価格支持対象品目についての市場価格支持相当額  
(内外価格差×生産量)

#### b. 日米欧の農政の変化

##### (a) EU

EUは,99年に合意をみたEU財政の改革プログラム「アジェンダ2000」に基づき,共通農業政策(CAP)の改革をすすめてきた。その主な内容は,農産物支持価格を引き下げるとともに,一方で農家に対し,生産要素と切り離された直接支払い(デカップリング)を行うものである。

この改革は,2004年の中欧・東欧へのEU拡大に伴う財政問題や,CAPの最大の

受益国フランスと財政負担への不満が高いドイツとの利害不一致等が絡みながらすすんでいるが,いずれにしても,緑の政策中心の農政に移行するという点では,WTO交渉への備えを図る動きであるといえよう。

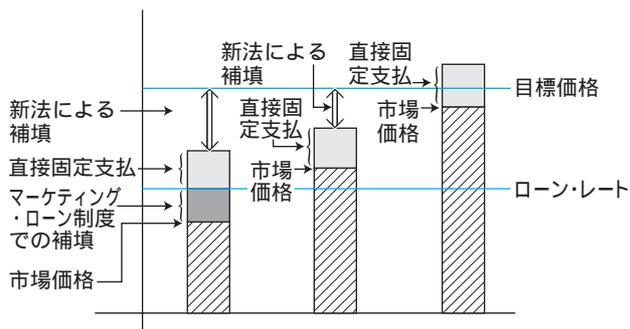
EUのフィッシャー農業委員はこの点について,次のように明快に述べている。「私たちは2段階の改革を導入し,市場支持の施策を大幅にカットしました。……だからといって農民を見放すということは考えられませんでした。そのために私たちは,価格の損失を補填するために農民に直接補償金を支払う制度を導入したのです。」<sup>(注4)</sup>

##### (b) 米国

米国は,1996年農業法により,7年間で農業予算を120億~150億ドル削減,生産調整の廃止,不足払い制度の廃止と直接固定支払い(緑の政策)の導入(マーケティング・ローン制度は継続),等の農政改革を実施した。これは,WTO交渉を念頭に策定されたものではなく,農業財政削減要請への対応のなかで生まれたものとされるが,それは結果として,米国の国内保護の多くの部分を緑の政策に置き換える結果となった。<sup>(注5)</sup>

ところが,法制定時に上昇しつつあった穀物価格は96年をピークに下降を始め,農家への緊急支援策がとられるに至る。これは,98年度分から2001年度分まで4回にわたり,総額273億ドルにのぼった。うち,価格低下に対する市場損失支払いは約200億ドルである。

第2図 米国新農業法における価格支持



資料 筆者作成  
 (注) 「新法による補填」が、新たに措置された制度。

このような農業保護主義的な傾向は、2002年農業法に至り一層鮮明となる。ここでは、不足払いによる価格支持政策が復活するとともに(第2図)、6年間で約520億ドル(6兆円余)にのぼる追加予算を支出することとされた。これは、対外的には先鋭的な自由化要求を突きつけている米国の主張と著しく矛盾するものとして、WTO交渉のなかで各国から厳しい批判を受けている。<sup>(注6)</sup>

(c) 日本

わが国では、2000年度から「中山間地域等直接支払制度」が開始された。これは、中山間地域等条件不利地域の農業活動への補助を通し、耕作放棄を防止して農業衰退に歯止めをかけることを目的とするもので、緑の政策への国際的な流れを受けた画期的な政策といえる。しかし、本来の政策目的を達成するためには、集落協定等の制度内容や支払単価等の面で課題が多いとする意見も少なくない。<sup>(注7)</sup>

また、すでに触れたとおり、コメの価格変動が稲作経営に及ぼす影響を緩和するた

め、98年度から稲作経営安定対策が実施されている。これは、生産調整を伴う直接支払いとして、青の政策に位置づけられている。これにより、ウルグアイ・ラウンド合意によるAMS削減への対応は可能な形での農政転換が図られたといえる。しかし、後述するとおり、WTO交渉では、米国、ケアンズ諸国、発展途上国は、青の政策を廃止・削減対象とすることを主張している。EUや米国で顕著にすすんでいる緑の政策への農政転換がごく一部にとどまっているわが国にとって、今後の農政のあり方は、依然として大きな課題であるといえよう。

c. 中国のWTO加盟

WTO設立後の大きな出来事としては、2001年12月の中国のWTO加盟がある。中国という巨大な存在がWTOの共通のルールの下に入ることとなった。

2002年1月に開催された中央農村活動会議での報告によれば、WTO加盟は次のような利益をもたらすとしている。

- 中国農業の特徴発揮と農業資源の合理的利用
- 農産物輸出拡大
- 農業構造調整をととした中国農業の国際競争力強化
- 海外からの資金、技術、管理分野での経験の導入による現代化
- 農産物市場システムや国の農業保護システムの確立

ただし、短期的には、農産物の国際価格が低いいため、小規模経営・土地集約型の分

野は大きな影響を受ける懸念があると指摘している。

このため、中国農業部は2002年2月、「WTO加盟後農業はチャンスを迎えると同時にチャレンジャーにも直面している」として、農産物の国際競争力の向上を中心的任務として農業構造の調整、優位性の発揮、品質の向上、競争への奨励など4つの発展戦略を実施する旨明らかにしている。<sup>(注8)</sup>

(注4) F.フィシュラー「日本とEU - 成功のためのパートナーシップ」(2002年7月25日全中主催の講演会記録)

(注5) 服部信司『WTO農業交渉』p36

(注6) 2002年農業法の制定経緯と問題点等については、大江徹男「アメリカ2002年農業法の特徴」(本誌2002年7月号)参照。

(注7) 須田敏彦「中山間地域等直接支払制度の実施状況と今後の課題」(本誌2002年3月号)、溝手芳計「現段階の中山間地域農業問題と対策」(甲斐道太郎他『新農基法と21世紀の農地・農村』所収)

(注8) 人民日報ホームページ

## 2. WTO農業交渉の現状と予定

### (1) 交渉のスケジュール

今回の交渉は、WTO農業協定に基づいて2000年3月に開始され、2001年11月のドーハ閣僚会議により、WTO新ラウンドとして立ち上げられた。

第4表にみるとおり、各国から提案の提出を行う第1フェーズ、各国提案の詳細検討を行う第2フェーズを経て、現在は第3フェーズを実施中である。これは、「モダリティ」と称される交渉の大枠を農業分野について決定するものであり 2002年12月18日

第4表 WTO農業交渉の経緯とスケジュール

2000年3月 12	・農業委特別会合(第1フェーズ開始) ・日本提案提出
01. 5 11	・農業委特別会合(第2フェーズ開始) ・第4回閣僚会議(ドーハ) (新ラウンド立上げ)
02. 3 6 9 12.18日	・農業委特別会合(第3フェーズ開始) ・農業委特別会合(輸出競争) ・農業委特別会合(市場アクセス) ・農業委特別会合(国内支持) ・農業委員会議長が「概観ペーパー」を呈示
03. 3 9	・農業委(農業モダリティ確立) ・第5回閣僚会議(メキシコ) (農業について各国譲許表改定案提出)
04	・(各国譲許表に基づく交渉)
05. 1. 1	・WTO交渉の終結(全分野一括合意)

資料 農林水産省資料から作成

までに農業委員会議長が「概観ペーパー」を呈示し、2003年3月末までにWTO農業委員会においてモダリティが決定される予定である。

その後は、各国において譲許表改定案を作成し、2005年1月1日までに非農業分野も含め全分野一括受託(シングル・アンダーテイキング)をする予定となっている。

### (2) 各国の主張

各国の主張は、第5表にみるとおり、大きな隔たりがある。

#### a. 日本

わが国の主張は、「多様な農業の共存」を基本的な哲学に据えている。そして、基本的な姿勢として、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、輸出入国間のルール不均衡の是正等を掲げている。

具体的な内容としては、市場アクセス・国内支持とともに、漸進的な削減を求めてお

第5表 WTO農業交渉における各国の主張

		日本	EU等フレンズ国	米国	ケアンズ諸国	発展途上国
市場アクセス	関税	・ 漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (UR方式)		・ 5年間で全品目25%以下に ・ 将来的には撤廃	・ 5年間で全品目25%未満に	・ 先進国は大幅・一律削減
	アクセス数量	・ ルールの改善 (消費基準年の見直し 加重措置の解消)	・ 運用ルールの明確化を優先 ・ 数量は基本的に現行水準	・ 一律拡大 (5年間で枠を20%拡大)	・ 一律拡大 (5年間で消費量の20%を上乗せ)	・ 先進国は大幅・一律拡大
国内支持 (AMS)		・ 漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (総合AMS方式によるUR並みの削減)		・ 大幅・一律削減 (5年間で農業生産額の5%まで削減) ・ 青の政策の廃止	・ 大幅削減 (初年度50%以上の削減) ・ 青の政策の廃止	・ 先進国は大幅・一律削減
輸出規律	輸出補助金	・ 削減	・ 削減	・ 5年間で撤廃	・ 3年間で撤廃	・ 直ちに撤廃
	その他	・ 輸出規制の輸出税化・漸進的削減 ・ 輸出信用の削減	・ 輸出信用の削減	・ 輸出信用の削減に消極的	・ 輸出信用の禁止	・ 途上国への特別な配慮

資料 農林水産省資料から作成

(注)1. フレンズ国：非貿易的関心事項フレンズ国(日本、EU、スイス、ノルウェー、韓国、モーリシャスの6か国)

2. ケアンズ諸国：非補助金農産物輸出国。オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、フィリピン、タイ等の18か国。

り、また、輸出信用の削減を求めているのが特徴である。

#### b. EU

わが国と同様、食料安全保障、国土・環境保全等の非貿易的関心事項に配慮し漸進的な保護の削減を行うことを主張している。また、わが国と同様輸出信用の削減を求めている。

なお、非貿易的関心事項への配慮を主張する国は、ほかにスイス、ノルウェー、韓国、モーリシャスがあり、わが国、EUとあわせ「フレンズ国」と呼ばれている。

#### c. 米国

米国の提案は、5年間で関税を全品目25%以下に引き下げ、その後一定期間内にゼロに削減する、またアクセス数量を5年間で20%拡大、青の政策の廃止、AMSを5

年間で農業生産額の5%まで削減する等、急激な自由化を求める内容となっている。輸出補助金についても撤廃を主張し、EUと鋭く対立している。

このような提案は、先に触れたとおり、米国自ら6兆円にのぼる国内補助金の積み増しを決定し、また、輸出補助金的効果のある輸出信用の削減に応じないなかでの提案であり、ケアンズ諸国の支持を得たものの、わが国やEU等からは強い批判を受けている。

#### d. ケアンズ諸国

ケアンズ諸国も同様に、急激な自由化を求めている。とくにアクセス数量については、5年間で消費量の20%上乗せ(米国の場合は枠の20%拡大)という急進的な主張をしている。

e . 発展途上国

発展途上国の主張は、先進国の市場開放を求める一方で、途上国に対しては特別な配慮を求めるものとなっている。

### 3 . 農業交渉の論点と 問題点・課題

#### (1) 交渉の特徴について

今回の交渉の議題については、米国が農業・サービス等特定分野に限定したいとする一方で、わが国およびEUは包括的な内容とするよう主張していた。その結果、今回交渉は、農業、サービス、非農産品市場アクセスに加え、アンチダンピング、知的所有権、紛争解決了解、その他新分野(投資等)を対象とする包括的な交渉とすることとなり、わが国等の主張が通った形になった。ただし、交渉のスケジュールをみると、非農業分野は総じて後倒しになっており、分野によって区々ではあるが、2003年9月に予定される第5回閣僚会議が当面の踊り場になるとみられる。従って、農業分野のみ先行してわが国に不利な内容での交渉が進まないよう留意していくことが必要である。

また、今回のラウンドを立ち上げた2001年11月のドーハ閣僚会議では、WTO農業協定で定められた「助成および保護の実質的かつ漸進的な削減」を確認するとともに、交渉において、非貿易的関心事項および開発途上国に対する特別かつ異なる待遇を考慮することが確認された。このことは、わが国やEU等の非貿易的関心事項フ

レンズ国にとって、主張のよりどころになるものといえよう。

#### (2) 市場アクセスについて

市場アクセスについては、関税削減の方式、関税削減幅、ミニマム・アクセス数量、の3点が問題となる。

##### a . 関税削減の方式

ウルグアイ・ラウンド合意における関税削減の方式は、6年間で、各品目の削減率の単純平均で36%以上とし、かつそれぞれ最低15%削減するというものであった。これは、漸進的かつ品目ごとの柔軟性が確保される方式といえる。わが国およびEUは、今回の交渉でもこれと同様の方式とするよう主張している。

ところが、米国およびケアンズ諸国は、今回の交渉では全品目についての大幅な引下げを求めている(次項参照)。ウルグアイ・ラウンドですべての非関税障壁の関税化という新しい共通の土俵を作ったばかりの時期にこのような主張を持ち出すことは、輸出国側の利害をあまりにも突出させるものといえよう。

##### b . 関税削減幅

関税削減幅については、わが国は具体的な呈示は行っていないが、米国およびケアンズ諸国は、全品目が5年間で25%以下になるような削減を提案している。これは、<sup>(注9)</sup>「スイス・フォーミュラ」と呼ばれる方式で算出した関税率とするものであるが、第

第6表 「スイス・フォーミュラ」を適用した場合の税率

(単位 %) )

現行関税率	10	25	50	100	200	500	1,000
引下げ後関税率	7	13	17	20	22	24	24

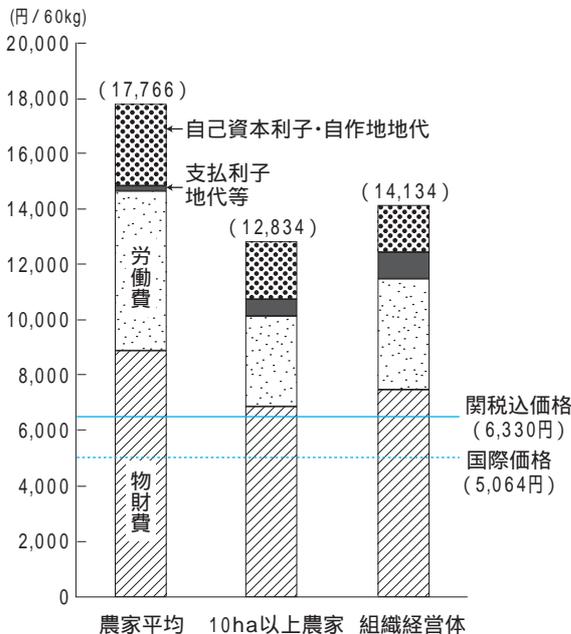
資料 筆者作成

6表にみるとおり、現在いかに高い関税率であっても、必ず25%以下の水準に引き下げられるものである。

このような急激な関税引下げは、輸入国側にとっては、とうてい受け入れられないものである。農産物貿易に関する共通のルールを築き上げてきた各国のこれまでの努力を無にする提案であるといわざるをえない。

ここで、参考までに、コメの生産費、国

第3図 米の生産費と関税込価格



資料 農林水産省「平成13年産米生産費」食糧庁「輸入米に係る特別売買(SBS)の結果の概要」  
 (注)1. 国際価格は、2002年5月および8月に実施されたSBSにおける、うるち玄米短粒種買入価格(加重平均)。  
 2. 関税込価格は、25%の関税率適用後。

際価格、スイス・フォーミュラによった場合の関税込価格を第3図に示す。25%の関税率では、最も生産費の低い10ha以上農家においても、物財費すら賄えない価格となり、わが国の稲作はもはや存続が不可能になる(なお、現在適用されている輸入米の枠外税率341円/kgを適用した場合の税込価格は、25,524円/60kgである)。もちろん、海外における供給力には限界があるので、直ちにこの価格で無制限に供給されるわけではないが、大幅な米価下落が生じることは確実であり、このような価格下落は、よく指摘されるとおり、専業大規模経営から廃業を余儀なくさせていくことになると考えられる。

(注9) スイス・フォーミュラとは、東京ラウンド時に鉱工業品の引下げ方式としてスイスが提案したものであり、下記の算式による。高関税ほど引下げ幅が大きくなる。

引下げ後(2010年)の関税率 =

$$\frac{25\% \times \text{現行税率}(\%)}{25\% + \text{現行税率}(\%)}$$

### c. ミニマム・アクセス

わが国は、ウルグアイ・ラウンド合意においてコメの関税化特例措置を選択した結果、コメについては他品目より多いミニマム・アクセスを受け入れ、現状では7.2%(一般の品目は5%)となっている。しかし、わが国は99年にコメの関税化を実施済みであることやアクセス数量算定の基礎になる国内消費量が減少していることから、コメのアクセス数量見直しを求めている。

### (3) 国内支持について

国内支持については、第3表にみたとおり、わが国はすでに削減目標を大幅に超過達成している。この実績は、今回交渉において今後の目標を検討する際に十分考慮される必要がある。

今回交渉では、米国、ケアンズ諸国、発展途上国からAMSの大幅削減の提案が出されている。しかし、コメ政策が黄の政策から青の政策に移行したことを踏まえると今後の削減は漸進的なものにならざるを得ないため、大幅な削減提案は受け入れられないものである。

さらに、米国、ケアンズ諸国からは、青の政策の廃止が提案されている。米国は、先に述べたとおり、ウルグアイ・ラウンド後に黄の政策に該当する補助金を大幅に積み上げてきており、これがウルグアイ・ラウンド合意の削減目標の範囲内にあったとしても、このような提案は自国の政策と著しく矛盾するものである。しかし、わが国以外の先進諸国の農政はすでに緑の政策中心へと転換がすすんでおり、青の政策のウェイトが大きいわが国と事情が異なっている。青の政策の取扱いについても十分留意していく必要があるといえよう。

### (4) 輸出規律について

わが国の提案は、輸出入国間のルール不均衡の是正を主張しているが、これは極めて重要な点である。

輸出補助金については、非農業分野においてはすでに50年近く前から禁止されてい

るのであるが、農産物についてのみ存続が認められている。しかし、後でとりあげるとおり、農業は食料安全保障をはじめとする多くの多面的な機能をもっており、補助金を投入してまで他国の農業を押しつけて売り込もうとするのは、極めて理不尽な行動である。

また、輸出補助金のみならず、米国で多用されている輸出信用も大きな問題である。これは、輸出国側の政府系機関等が輸出業者や輸入業者に対して、融資・信用保証・貿易保険の引受けを行うものであり、輸出促進的な効果を持っている。輸出信用については、わが国のほか、EU、中東欧諸国、ケアンズ諸国が何らかの形で規律を強化しよう主張している。

次に、輸出規制・輸出税の取扱いも重要な問題である。わが国は、これらをすべて関税化・譲許し、削減していくことを主張しているが、輸出国側は慎重な姿勢を崩していない。過去においても、1973年に実施された米国の大豆輸出規制をはじめとして輸出規制が実施された事例があり、食料が戦略物資として利用されないようなルールを織り込むことが必要である。

### (5) 非貿易的関心事項について

今回の交渉においては、非貿易的関心事項の取扱いが極めて重要であると考えられる。ここでは、米国やケアンズ諸国の提案には、非貿易的関心事項からみてどのような問題があり、交渉にどのような課題を提起してくるのかについて考察する。

a. 農産物と貿易自由化

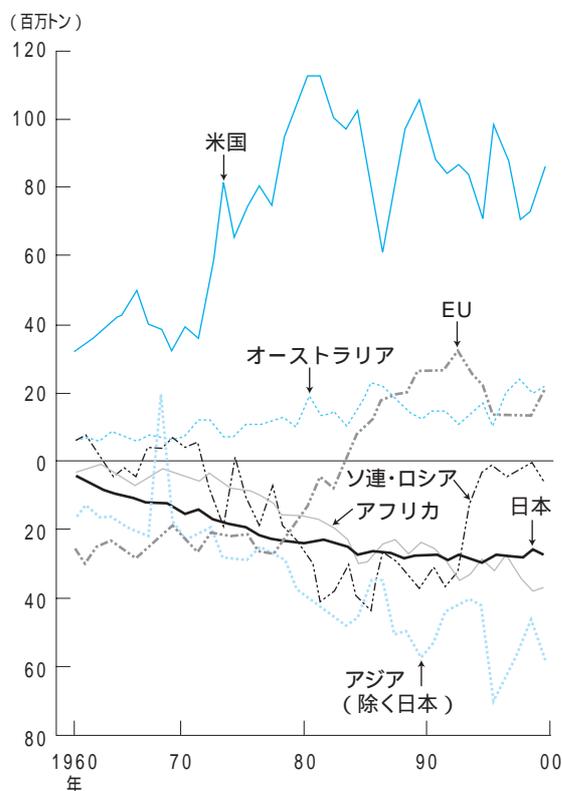
WTO農業交渉に関する米国の提案について、米国政府は次のように述べている。<sup>(注10)</sup>  
 「米国の提案が実現すれば、米国、欧州連合、日本だけでも、輸出補助金100億ドルが廃止され、貿易を歪めるような補助金も1,000億ドル以上が削減されることになる。この米国提案は、農業貿易を自由化し、途上国が先進国や近隣諸国の農業市場に参入できるようにし、世界の貧しい農民が直面している歪みを是正するものである。」

自由貿易は、米国の主張のとおり、途上国の農業発展につながるであろうか。また、農業にかかわる多くの問題の発生にで

はなく、解決につながるであろうか。

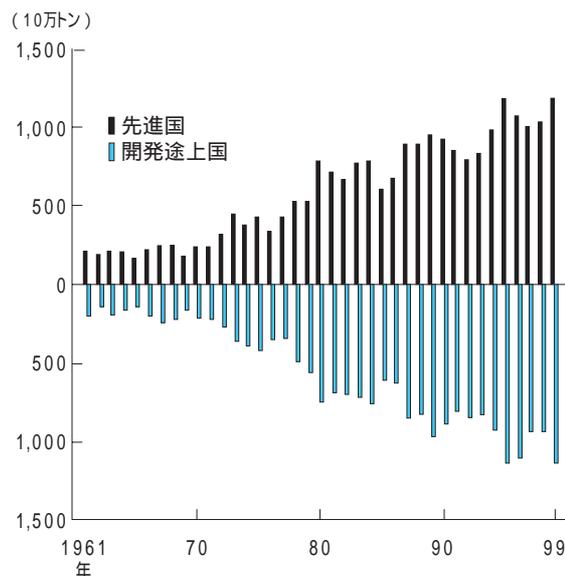
第4図は、主要国・地域の長期にわたる穀物純輸出量推移を表したものである。これからは、米国、オーストラリアが輸出を伸長し、またEUも純輸入地域から純輸出地域に変貌する一方で、日本を含むアジア・アフリカ地域が純輸入の幅を拡大してきたことがわかる。これを、先進国と発展途上国別にみたのが第5図である。農産物貿易の拡大の過程は、先進国の輸出と途上国の輸入拡大の過程であったことがわかる。そしてこの傾向は、ウルグアイ・ラウンド合意後一層顕著になっている。すなわち、長期的にみた農産物貿易拡大の過程は、農業生産力の高い先進国が、輸出補助金等さまざまな政策も交えながら輸出を拡大してきた過程であるといえ、その延長線上に、今回の交渉における先鋭的な自由化要求が出されているのである。

第4図 主要国・地域の穀物純輸出量推移



資料 農林水産省「農林水産物貿易レポート2002」から作成

第5図 穀物純輸出量の推移



資料 第4図に同じ

このような動きは、巨大な多国籍企業化しつつあるアグリビジネスの利害・戦略と不可分の関係にあると考えられる。中野一新編「アグリビジネス論」はこの点について多角的な検討を行っているが、91年の資料では米国の輸出補助の71%が上位10社で占められていたという指摘にみられるように、先鋭な自由化要求の行く先には、自由で公正な姿があるとは思われないのである。

さらに、極端な自由化によって、今現在の競争力のみを基準に一部の先進輸出国の農産物が世界市場を席巻するようになった場合、以下に述べるような非貿易的関心事項に関して極めて深刻な問題が生じかねないのである。このようなことを考慮し、各国・地域の条件を生かした農業が持続的に存続・発展できる道を追求することこそが重要であると考ええる。

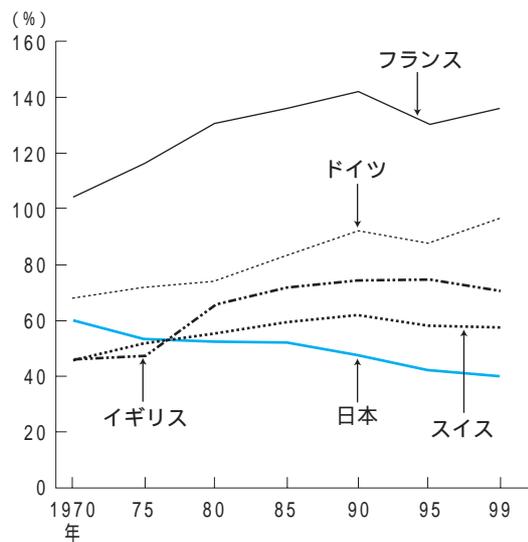
(注10) 環境開発サミットの米国代表团「農業問題に関するファクトシート」(2002年8月28日)

(注11) 中野一新編『アグリビジネス論』p19

#### b. 食料安全保障

すでに農産物貿易交渉の経緯でみてきたとおり、各国とも自国農業の保護については極めて強い意志をもって交渉にあたってきている。他国に比して自国農業の生産性が低いからといって、自ら自国農業を明け渡すような国はなかったのである。そして、自給率が100%を超えるような国においても、自国農業の縮小には極めて強い拒否反応を示してきた。その背景には、産業としての農業の保護、農業が果たす地域資源

第6図 主要先進国の供給熱量自給率推移



資料 (財)農林統計協会「平成13年度図説食料・農業・農村白書参考統計表」から作成

の維持や農村地域の活力の維持等さまざまなものがあるが、食料生産の機能が直結する食料安全保障の確保への動機が一番であることは間違いのないところであろう。

このようななかで、主要先進国中わが国のみが、食料自給率を大幅に下げている(第6図)。このような自給率低下を不安なしに受け入れられるとすれば、それは他国のリスク感覚と著しく異なったものといわねばならない。WTO体制の下でも、輸出制限や輸出税等の措置が認められているし、さらに、わが国が必要なだけ食料を輸入できる資金力を永遠に保持できると、保証できるのであろうか。2000年に決定された食料・農業・農村基本計画では食料自給率の向上が目標に織り込まれたが、食料自給率の向上の必要性について国民の理解をさらに深める努力が必要である。

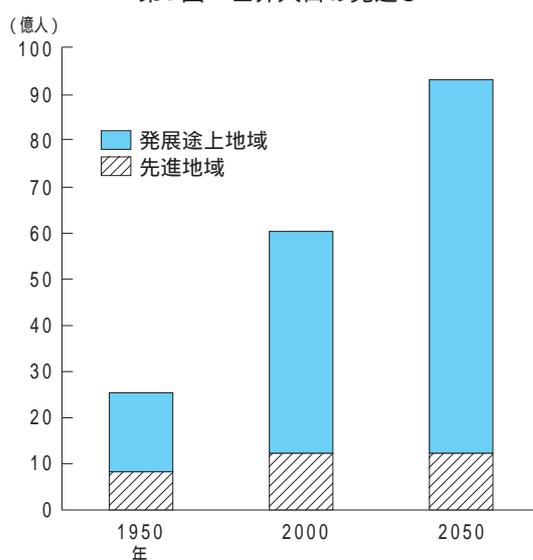
c. 世界の人口増加と飢餓

(a) 世界の人口と飢餓人口

国連が2001年に改定した世界人口予測によると、世界の人口は、2000年の61億人から2050年には93億人へと5割以上増加するとみられる(第7図)。これはすべて発展途上地域における増加であり、先進地域は12億人で横ばい、発展途上地域は49億人から81億人へと65%の増加になる見込みである。

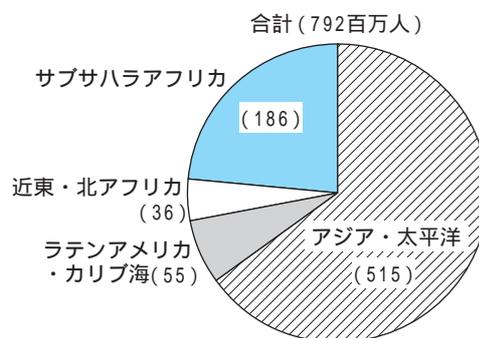
高い人口増加率の要因として指摘されるのは、貧困である。貧困は、働き手を多く得ようとさせ高い出生率をもたらす。その結果、社会全体としてはますます貧困と飢餓にとらわれるという悪循環におちいるのである。この悪循環から逃れるためには、一人当たりの所得が向上し、女性の地位が向上して雇用機会も拡大すること、これらのすべてをささえる教育水準の向上が図られる必要がある。

第7図 世界人口の見通し



資料 United Nations "World Population Prospects The 2000 Revision"

第8図 発展途上国における飢餓人口 (1996-98年)



資料 FAO「世界の食料不安の現状2000」

しかし、現実には、このような「人口転換」を果たすのは容易ではなく、人口増加と貧困に苦しむ地域が多く存在する。

国連食糧農業機関 (FAO) によれば、現在発展途上国には7億9千万人の飢餓人口がある(第8図)。その大半はアジア・太平洋地域とサブサハラ・アフリカ(サハラ以南アフリカ)に集中している。そしてFAOは、とりわけサブサハラ・アフリカにおいて飢餓の深さが深刻であり、この地域の国々のうち46%の国において、栄養不足者の摂取食料は、一人1日当たり300kcal以上不足している(注12)と指摘している。同報告書は、これらの国では、「長引く不安定と内戦、貧弱な政治体制、異常気象、その国特有の貧困、農業の不振、人口圧力、脆弱な生態系が重なり合って、深刻で広範囲な根強い飢餓を生み出している」としている。

(注12) FAO「世界の食料不安の現状 2000」

(b) マラウイにみる飢餓の現状

このようなサブサハラ・アフリカの最貧国の一つであるマラウイの現状をみてみよ

(注13)

う。マラウイは、赤道の南に位置する内陸国であり、ほぼ北海道と九州を合わせた面積がある。農業がGNPの約40%を占め、輸出収入の90%以上を稼いでおり、その大部分はタバコである。トウモロコシを主食としている。

ここでも深刻な食料危機が進行中であり、2002年12月から2003年3月にかけて320万人(全人口1,130万人の28%)が緊急食料支援を必要とする予想されている。99年時点で16万トンあった穀物備蓄は、2000年から2001年にかけて国内向けと輸出のために放出されてしまった。この結果、トウモロコシのストック不足と価格高騰が起きている。また、財政制約のため、種子と肥料の分配は大幅に減少し、不作の原因となるとともに、不作期には蓄えられていた種子が食べられてしまうこととなった。2002年の初めからは食料不足が極端になり、食料を買うための現金を手に入れるために多くの家畜が大変な安値で売り払われている。

この結果、慢性的な発育不全や栄養失調の割合は非常に高く、エイズの蔓延に起因する労働力や収入の喪失等は食料不足をさらに深刻にしている。餓死者の発生や食物泥棒の蔓延がみられ、食事を抜かすことや、知らない物や毒性のある野生の根を食べることが広がっている。十分な人道援助がない限り、こうした悲惨な状況が今後とも拡大すると懸念されている。

このような現状について、国際食料政策研究所(IFPRI)は、マラウイ政府が80年代から90年代初めにかけて実施した改革(食

用穀物売買における国の独占的役割の廃止と、農産物価格管理廃止をととした民間セクターの活動の自由化)によってもたらされたものであると指摘している。<sup>(注14)</sup>すなわち、この改革によって種子・肥料へのアクセスは自由な市場によって行われるようになったものの、90%にのぼる大多数の小規模農業者にとっては信用の制限からアクセスが不可能であったとしている。また、市場については、取引企業が零細であること、競争原理が働いていないこと、金融機能の弱体、高い輸送コスト、市況情報の弱さ、等を指摘している。

このように深刻な飢餓に直面しているマラウイの人口は、国連によれば、2050年には3,111万人と2000年の2.75倍にもなると予測されているのである。<sup>(注15)</sup>

(注13) 日本マラウイ協会ホームページ「マラウイ食糧支援募金のお願い」

(注14) Gabre-Madhin "Making Markets Work in Malawi" (IFPRIホームページ)

(注15) United Nations "World Population Prospects The 2000 Revision" (2001.2.28)

(c) 人口増加に対応した食料増産は可能か

1996年11月の世界食料サミットで採択された「ローマ宣言」は、次のように述べている。

「我々は、開発途上国を中心として世界全体で8億を超える人々が、最低の栄養量を満たすに足る食料を得ていないことは耐え難いと考える。……世界の人口が増加し、天然資源への圧力が強まると見込まれることを考えれば、飢餓と食料不安の問題は地球規模のものとなっており、緊急に決然と

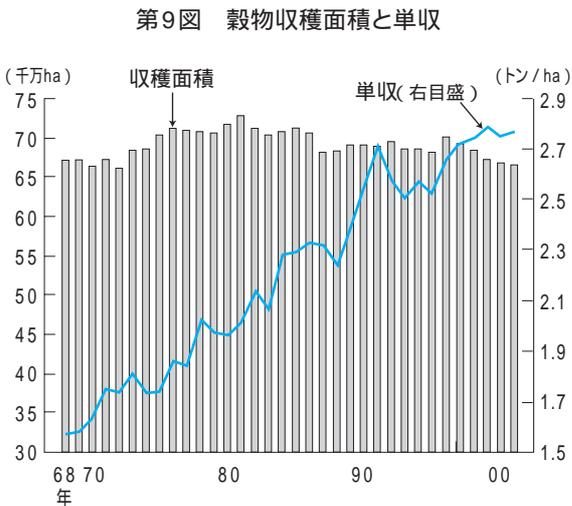
した統一行動がとられなければ、今後も未解決のまま残りそうであり、いくつかの地域では劇的に増加さえする。」<sup>(注16)</sup>

そして、2015年までに世界の栄養不足人口を半減するという目標がたてられたが、最近の動向についてFAOは、「実現された削減数と必要とされる削減数とのギャップは、ますます拡大している。現行の減少率のまま推移すれば、目標達成には、60年以上を要するであろう」としている。<sup>(注17)</sup>

今後の食料需給について考えるとき、需要サイドの問題としては、人口の増加および生活水準向上に伴う畜産物消費の増加、供給サイドの問題としては、耕地面積および単収がある。また、需要地域と供給地域のギャップについても考慮する必要がある。

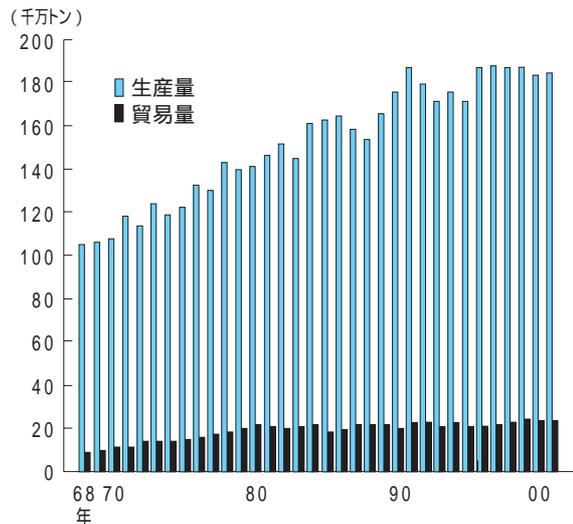
ここで世界の食料需給見通しを詳細にとりあげる紙幅の余裕はないが、畜産物消費が増加するなかで飢餓人口を削減するには、人口増加を大きく上回る穀物増産が必要になる。

ここで、過去30年程度の穀物生産の推移を第9～11図に示すと、収穫面積はおおむね横ばいであり、単収の増加が生産量と貿易量の増加を可能にしてきたことがわかる。これは、灌漑、化学肥料・農薬の使用、機械化等による「緑の革命」の成果である。



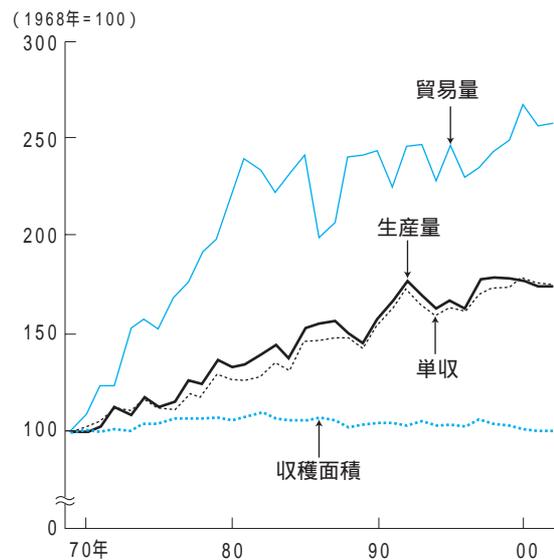
資料 農林水産省「農林水産物貿易レポート2002」から作成

第10図 穀物生産量と貿易量



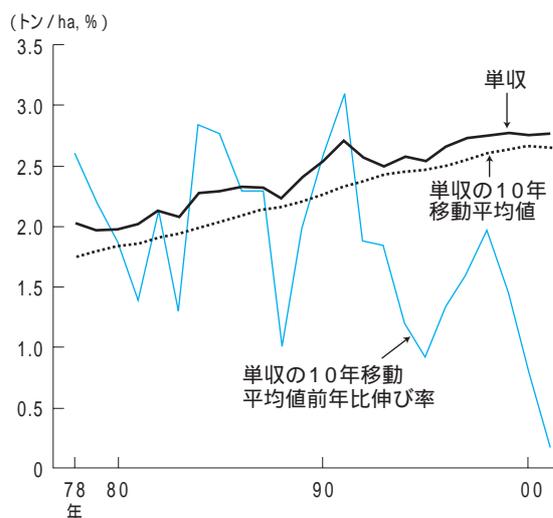
資料 第9図に同じ

第11図 穀物生産等の推移



資料 第9図に同じ

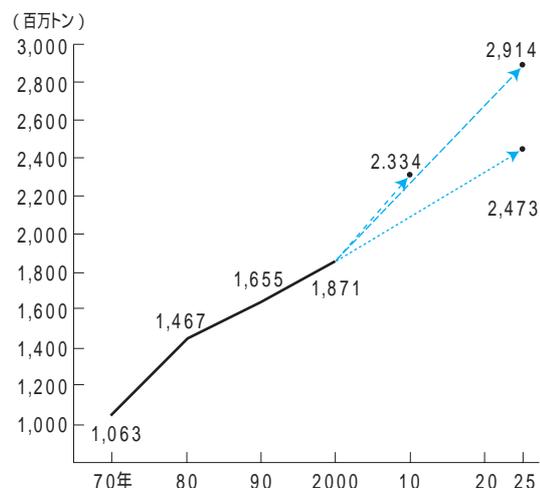
第12図 穀物単収等の推移



しかし、第12図にみるとおり、単収の10年移動平均値で長期的な傾向をみると、その伸びは明らかに低下しつつある。この傾向は、今後ますます強まることになる。緑の革命の一巡に加え、よく指摘される土壌劣化・土壌流失や水の制約がその背景にある。また、米コロンビア大学と米航空宇宙局(NASA)のグループは、地球温暖化により米国の一部で降水量が増加し、30年後には豪雨による穀物減収量が倍増して穀物大減収の恐れがあると指摘している<sup>(注18)</sup>。このように、既存の農地における食料増産には、今後制約が強まってくると考える必要がある。

したがって、FAOも前掲書「世界食料サミットとその背景」(注16)で指摘しているとおり、今後の食料増産は、発展途上国における未利用地への農業の展開が主な手段になると考えられる。しかし、これらの多くは森林地帯である。森林の伐採は、炭酸ガスの吸収源の喪失によって地球温暖化を

第13図 世界の穀物生産の見通し



- 資料1. 1970～2000年(実)は農林水産省「農産物貿易レポート2002」  
 2. はFAO予測。(社)国際食糧農業協会「世界食料サミットとその背景」  
 は農林水産省「2025年における世界食料需給の見通し」(1998年6月8日)  
 は単純趨勢シナリオ(単収の伸びおよび耕地拡大が継続)、は生産制約シナリオである。

促進し、また、多様な生物資源の生息環境の破壊につながる。また、森林以外の地域は、農業的土地利用に適しないものも多い。第13図は、FAOおよび農林水産省による穀物生産の見通しを表したものであるが、将来の食料生産見通しには予断を許さないものがあるといわねばならない。

このようなことを踏まえると、農産物を鉱工業製品と同様の自由貿易に委ねることは、国際価格の上昇により輸出国の利益にこそなれ、現在食料難に苦しむ国にさらに飢餓を輸出することになり、また、人口が大きく増加する将来に対してもさらに深刻な飢餓問題を残すことになる。農産物を単なる商品と見、市場の手に委ねるのではなく、地球のそれぞれの場所で、その条件に合った農業が成立し、持続する姿こそ追求

すべきであろう。そうだとすれば、傾斜地における小規模農業のあり方を含め、世界の農業発展のためにわが国が果たせる役割も大きいのではないだろうか。

(注16) (社)国際食糧農業協会「世界食料サミットとその背景」

(注17) FAO「世界の食料不安の現状 2001」

(注18) 2002.10.30付「日本農業新聞」

#### d. 農業の多面的機能

わが国は高温多湿のアジア・モンスーン圏に属し、平地が少なく傾斜の大きい土地が多い。また、火山灰土におおわれた土地は崩壊しやすい。このような国土条件を生かし、それとうまく融合する形で、水田を中心とする農業が形成されてきたのである。したがって、農業は食料生産のみならず、その他の多くの機能も担ってきていることを忘れてはならない。

農業の多面的機能については、従来からさまざまな評価の試みがなされてきた。最近における注目すべき成果としては、農林水産大臣の諮問を受け2001年11月に出された日本学術会議の答申がある<sup>(注19)</sup>。

同会議は、農業の多面的機能として、持続的な食料供給(農業本来の機能)、環境への貢献(洪水・土砂崩壊防止、地下水涵養、水質浄化、生物多様性の保全、みどり空間の提供等)、地域社会の形成・維持(地域アイデンティティーの確立、伝統文化の保存、保健休養、教育機能等)があると整理し、貨幣評価を行うと、8兆2千億円/年にのぼるとしている。

しかし、重要なのは、この貨幣評価はあ

くまで架空の計算に過ぎないことである。水田や森林を荒廃にまかせ、その代わりに全国にダムを配置するというようなことは、非現実的な虚構であり、そのような国土は、いかに人知を結集して管理しても自然から手痛い報復を受けるであろう。農業生産の持続をとおして、この多面的機能が将来にわたって働きつづけるようにすることが重要である。

(注19) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」

#### e. 農山村の地域問題

わが国の人口は、出生率の顕著な低下を背景に今後減少に向かい、同時に高齢化がすすむと予測されている。この傾向は、人口の社会的流出が続く農村部とくに顕著となり、筆者の推計によれば、2030年の郡部人口が2000年対比30%以上減少する県が<sup>(注20)</sup>12にのぼると見込まれる。

これは、最近の人口の社会移動率を前提としているので、今後農業をめぐる環境がさらに悪化するようなことがあると、農村における人口減少はさらに加速されることになる。その結果、地域社会の維持面でさまざまな障害が生まれることが予想されるし、極度に不均衡な国土利用の姿は、さまざまな非効率を招来しよう。

このような地域問題の観点からも、わが国において、健全な農業経営が持続できる条件を確保していくことが、国民的な課題であるといわねばならない。

(注20) 拙稿「農村人口の将来見通しと地域活性化の課題」(本誌2002年9月号)

## おわりに

すでにみたとおり、農業に関する貿易交渉の歴史は自国の農業を守り他国の市場を獲得しようとする各国の利害対立の歴史であった。そして米国やEUについてみたとおり、自由化を要求したり受け入れたりする場合、その前に自国農業の保護策が構築されている場合が多かったのである。これに対し、わが国における農業交渉の受け止め方は、自由化を求める米国等と自国農業の保護に固執するわが国の対立、といったステレオタイプ化されたものがいまだに多いように思われる。もちろん、わが国の農業は大規模経営が困難な国土条件に規定されて保護水準は高いし、多くの改革を要する課題があるのは事実であるが、農業交渉の実態を冷徹に見つめ、必要な改革をすすめてつつわが国農業を守り育てていく方向で、国民の理解をさらに深めていく必要がある。

また、第二次世界大戦への反省から生まれた自由貿易の考え方は、普遍的な価値をもつものであると思うが、大戦から60年を経過し、われわれは当時には想像できなかった環境問題・人口問題・食料危機等の新たな問題に直面している。このような問題に対処するためには、既に述べたとおり、自由な市場に委ねるだけではまったく不十分である。そういう意味で、今回の

WTO交渉でわが国が「多様な農業の共存」を基本的な哲学に据えているのは適切であり、21世紀の世界の農業観をリードするものであると評価できる。また逆に、このような人類の生存にとって重要な事柄が、貿易交渉という限定された場で切って捨てられていく事態は、どうしても避ける必要がある。

しかし、交渉の行方はまったく予断を許さない状況にある。したがって、ここでは当面必要と思われる点についていくつか私見を述べることで稿を閉じることとする。

まず、農業の多面的機能を重視するのであれば、具体的な交渉のなかで、多面的機能にかかる具体的な提案をさらに打ち出していくことが必要であろう。山下一仁氏は著書のなかで「環境上の理由で土壌流出や塩類集積等をもたらす農法を行っている国からの輸入を規制できるとする貿易ルールの提案」を行ってはどうかと述べておられるが、<sup>(注21)</sup>このような、具体的な攻めの提案を行っていくことが効果的ではなからうか。

つぎに、発展途上国の支持をさらに広げていくことが重要である。貿易交渉においても発展途上国の発言力が強化しつつあるが、多様な農業の共存こそが、今後の食料危機への有効な対策となり、そのなかでこそ各国の自立的な発展の道があるということを、さらに訴えていく必要がある。

また、わが国の農政を新しい状況にあわせてどう構築するかも大きな課題である。すでにみたとおり、各国において農業交渉と国内の農政改革は、一体のものとして取

り組み込まれてきた。中国もまた、WTO加盟を機に農政の全般的な改革・構築に乗り出していることはすでに触れたとおりである。わが国においても、WTO体制の下で、緑と青の政策を柱として十全な政策体系が構築される必要がある。その場合に重要なことは、対外的に「多様な農業の共存」をうちだす以上は、わが国の農政においても、効率性のみを基準に水準以下の経営を切り捨てるのではなく、文字通り多様な農業の共存を実現していくことである。

厳しく予断を許さないといわれる今回のWTO交渉であるが、国民の理解と支持のもとにそれを乗り越えることをとおして、新しい世紀におけるわが国農業の確固たる基盤が築かれることを期待したい。

(注21) 山下一仁『詳解 WTOと農政改革』p209

<参考文献>

- ・大江徹男「アメリカ2002年農業法の特徴」(本誌2002年7月号)
- ・環境開発サミットの米国代表団「農業問題に関するファクトシート」(2002年8月28日)
- ・(社)国際食糧農業協会『世界の食料不安の現状』1999,2000,2001
- ・(社)国際食糧農業協会『世界食料サミットとその背景』(1998年3月)
- ・(社)国際食糧農業協会『世界食料農業白書 2001年』

- ・須田敏彦「中山間地域等直接支払制度の実施状況と今後の課題」(本誌2002年3月号)
- ・中野一新編『アグリビジネス論』(1998年1月)
- ・中野一新他『WTO体制移行下におけるアグロ・フード・システムと農政再編に関する国際比較研究』(1999年3月)
- ・日本学会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(2001年11月)
- ・日本農業新聞
- ・日本マラウイ協会ホームページ「マラウイ食糧支援募金のお願い」(2002年9月22日)
- ・農林水産省「農林水産物貿易レポート 2002」
- ・農林水産省「平成13年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告」
- ・農林水産省「2025年における世界食料需給の見通し」(1998年6月8日)
- ・服部信司『WTO農業交渉』(2000年1月)
- ・溝手芳計「現段階の中山間地域農業問題と対策」(甲斐道太郎他『新農基法と21世紀の農地・農村』所収)
- ・矢口芳生『WTO体制下の日本農業』(2002年4月)
- ・山下一仁『詳解 WTOと農政改革』(2000年11月)
- ・渡辺裕一郎他「米国における新農業法の概要について」(『畜産の事情[海外編]』2002年8,9月号)
- ・拙稿「農村人口の将来見通しと地域活性化の課題」(本誌2002年9月号)
- ・Gabre-Madhin “ Making Markets Work in Malawi ”(IFPRIホームページ)(2002年7月)
- ・T.E.ジョスリン他著,塩飽二郎訳「ガット農業交渉50年史」(1998年9月)
- ・人民日報ホームページ
- ・F.フィシュラー「日本とEU - 成功のためのパートナーシップ」(2002年7月25日)
- ・United Nations “ World Population Prospects The 2000 Revision ”(2001年2月28日)

(基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)